

総合計画審議会の進め方について

- 第3次袋井市総合計画の策定に伴って令和6年6月に設置した「総合計画審議会(第1期)」は、令和7年10月29日の答申をもって任期終了となりました。
- 今後、総合計画と一体とした「① 地方版総合戦略に係る議論」や「② 計画の進捗管理」を行うため、新たな「総合計画審議会(第2期)」を設置します。

袋井市 企画部 企画政策課

総合計画審議会について

■ 総合計画審議会審議会とは

袋井市総合計画審議会条例に基づき、「市長の諮問に応じ、本市の総合計画に関する事項を調査審議する」会議体です。具体的には、今回諮問があった以下2点に関する調査審議を行い、意見等をまとめて結果を市長に答申することとなります。

諮問事項①

第3次袋井市総合計画 総合戦略編に関すること

諮問事項②

第3次袋井市総合計画の政策評価に関すること

■ 総合計画審議会委員について

(1) 委員の身分について

総合計画審議会の委員は、「地方公務員法」第3条第3項第2号の規定に基づく「特別職非常勤職員(地方公務員)」となります。

(2) 報酬等について

「袋井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びにその支給に関する条例」第2条の規定に基づき、次のとおり定められています。

(報酬額)日額6,200円(交通費別、源泉徴収税額含む。)
(費用弁償額)交通費相当額

(3) 任期について

袋井市総合計画審議会条例第4条の規定に基づき、委員の任期は、「委嘱の日から市長の諮問事項に係る調査審議が終了したときまで」と定められています。

(4) 会議録の公開について

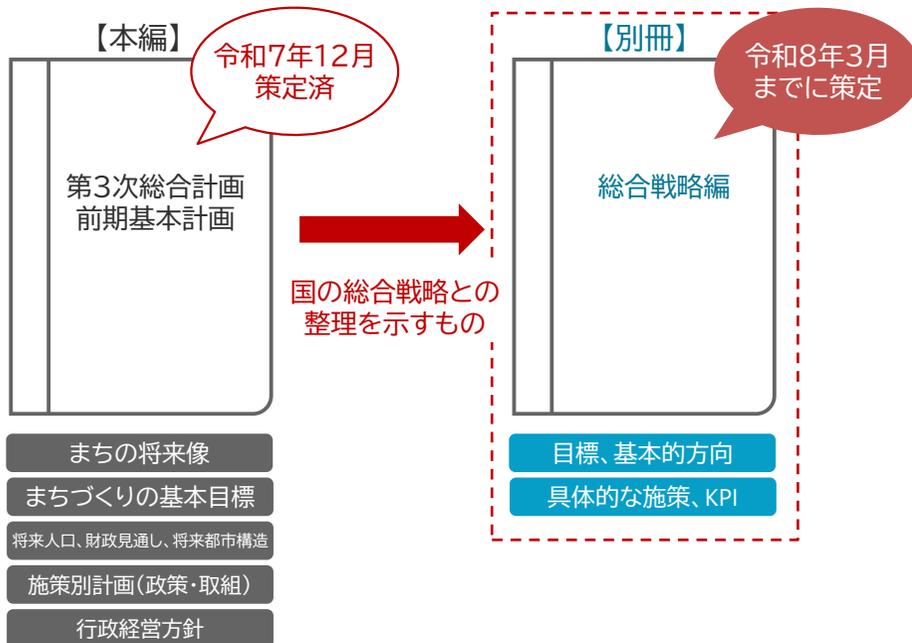
審議会での議論の内容について、発言者を特定せずに、発言内容を要約した会議録を事務局にて作成し、公表することを予定していますのでご承知おきください。

またその際に、会議の様子を撮影した写真を添えて公開することを予定しています。写真の公表が差し支える場合には、事務局までお申し付けください。

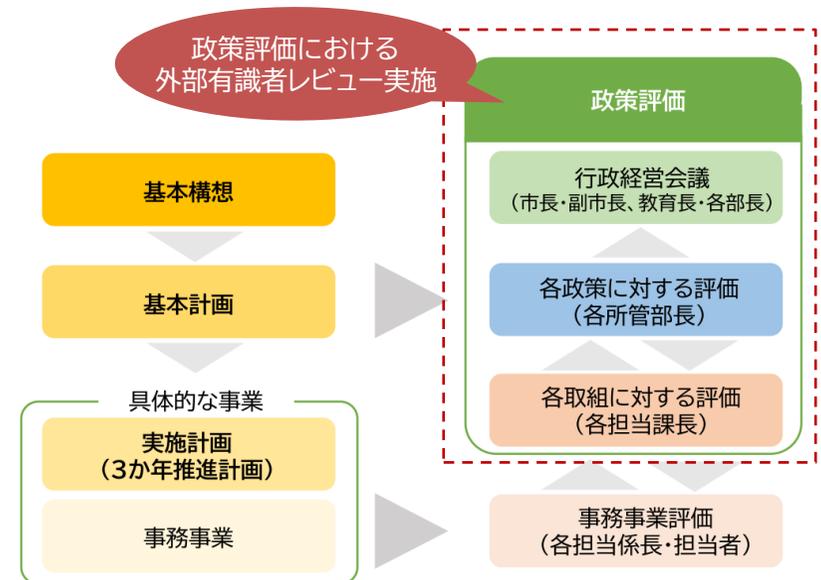
新たな総合計画審議会(第2期)を設置する背景

- 第3次袋井市総合計画策定のために令和6年6月に設置した「総合計画審議会(第1期)」は、令和7年10月29日の答申をもって、全ての諮問事項に対する調査審議が終了し、任期を終えました。
- 他方で、「第3次袋井市総合計画」と「輝く“ふくろい”まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体化したことに伴い、令和7年12月に閣議決定された国の総合戦略との整理を示す「総合戦略編」を、令和8年3月までに策定することが求められています。
- また、第3次袋井市総合計画「策定方針」では、計画のPDCAや今後の方向性に対する提言などを行う有識者会議を設置することとしています。加えて、第3次袋井市総合計画は「総合戦略」や「行政改革大綱(行政経営方針)」を包含しており、従来、外部有識者の評価を受けていた要素が新たに追加されたことで、その必要性は益々強まっています。
- これらを踏まえて、令和8年1月13日に新たな「総合計画審議会(第2期)」を設置し、第3次総合計画の「総合戦略編」と「政策評価」に係る調査審議を行います。

設置目的① 総合戦略編の策定 R7策定



設置目的② 有識者レビューの実施【C】 R8検討・R9実施



新たな総合計画審議会委員について

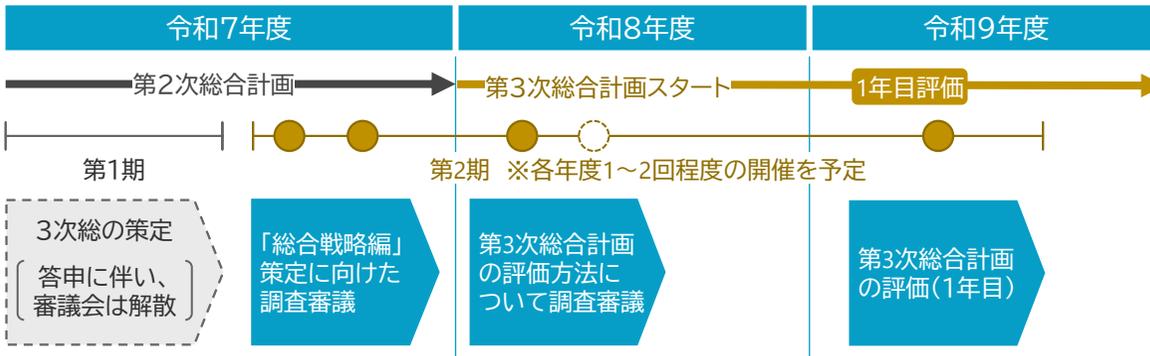
■ 新たな総合計画審議会の概要

| | |
|--------------------|---|
| 諮問事項 (調査審議すること) | 【R7年度】 総合戦略編に関すること 【R8年度～】 政策評価に関すること |
| 委員の選任 | 学識経験者12人 (条例で定める委員数:25人以内) |
| 委員の任期 | 令和8年1月から令和9年10月までを予定 (条例で定める任期:委嘱の日から諮問事項に係る調査審議が終了したときまで) |

■ 委員の選任にあたってのポイント

- 総合計画審議会の主な役割が、これまでの計画「策定」から「伴走」に移行することに伴い、委員数は20人から12人に縮小
- 第3次袋井市総合計画のポイントとなる「行政経営方針」や「産業経済」、「文化・観光・スポーツ」分野を重点化して選任

■ 主な審議スケジュール



■ 「まちづくりアドバイザー」の活用

総合計画審議会委員の他、調査審議にあたり専門家による指導、助言等が必要となった場合は、「袋井市まちづくりアドバイザー」制度を活用し、審議会への参加を求めるなど柔軟な対応を行う。

■ 委員名簿(五十音順)

| No. | 氏名 | 所属 | 専門分野 |
|-----|-------------------|--|--------------|
| 1 | 創生会議 内野 逸勢 | 株式会社大和総研 主席研究員 | 金融経済、企業経営 |
| 2 | New 大場 春佳 | 中央大学 理工学部 助教、静岡理科大学 特別研究員 | デジタル、若者 |
| 3 | 篠田 久美 | こども発達サポートセンター こどもセンター長 | 子育て支援、福祉 |
| 4 | 創生会議 鈴木 滋彦 | 静岡県立農林環境専門職大学 学長 | 農業、環境、教育 |
| 5 | 高橋 良和 | 静岡県西部地域局 局長 | 危機管理、広域行政 |
| 6 | 高畑 幸 | 静岡県立大学 国際関係学部 教授 | 国際交流、多文化共生 |
| 7 | New 創生会議 塚本 厚志 | 株式会社Jカファイングループ 代表取締役社長 日本フェントラッグストア協会 代表理事 会長 | 企業経営、産業、健康 |
| 8 | New 創生会議 豊田 浩子 | 袋井商工会議所 会頭、丸尾興商株式会社 専務取締役 | 商工業、女性活躍 |
| 9 | New 中澤 博志 | 静岡理科大学 理工学部土木工学科 学科長 | 土木、建築、防災 |
| 10 | New 右島 学 | 株式会社ヤマハリゾート 代表取締役社長 | 観光 |
| 11 | 溝口 紀子 | 袋井市スポーツ協会 会長、日本女子体育大学 教授 | スポーツ |
| 12 | 諸井 まり | 山名こどもアート 代表 | 若者・Uターン、文化芸術 |

【在住在勤割合】

58%

選定基準:クリア

【女性割合】

50%

庁内ルール:クリア

【新たな委員】

1/3以上

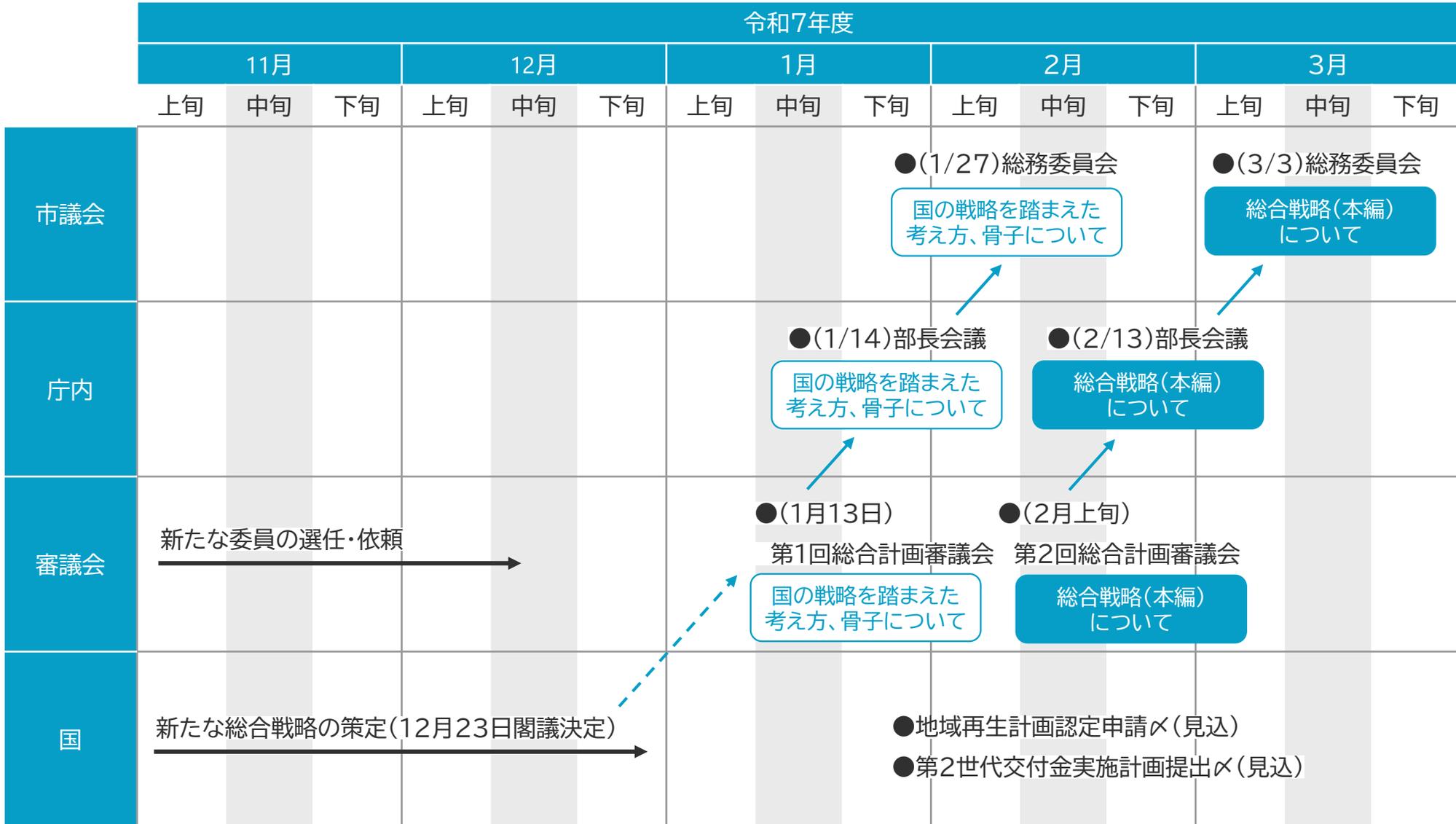
選定基準:クリア

(参考)総合計画審議会と創生会議の一体化について

「第3次袋井市総合計画」と「輝く“ふくろい”まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体化することに伴い、それぞれの会議体も一体化します。



総合戦略編策定に係る令和7年度のスケジュール(案)について



appendix

(参考)袋井市総合計画審議会条例(平成17年6月30日条例第172号)

(設置)

第1条 袋井市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、袋井市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の総合計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織し、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する市長の諮問事項に係る調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を審議会の会議に出席させることができる。

(部会)

第7条 審議会は、特定の事項を調査審議するため、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 委員が属する部会は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長1人を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長は、部会を統括する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 部会の会議は、審議会の会議の例による。

(庶務)

第8条 審議会及び部会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日条例第3号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月30日条例第15号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)の施行の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日条例第1号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(参考)第3次袋井市総合計画策定方針【抜粋】(令和6年2月)

第8章 計画策定までに継続して検討する事項／総合計画の推進方法と進行管理体制

- 総合計画を着実に実現していくため、取組の効果を検証し、限られた行政資源(人・モノ・財源)を効率的に配分することができるよう政策評価(PDCAサイクル)に基づいた方針決定のもと、取組の改善や予算や人事と連動させた事業展開ができる仕組みづくりを検討します。
- 社会変化のスピードが速まっていることに加え、将来を正確に予測することが困難になっていることを踏まえ、新規事業の創出や新たな市民サービスの提供に際し、変化に対して柔軟かつ迅速に対応できる意思決定など、従来のPDCAサイクルを補完する経営手法を検討します。

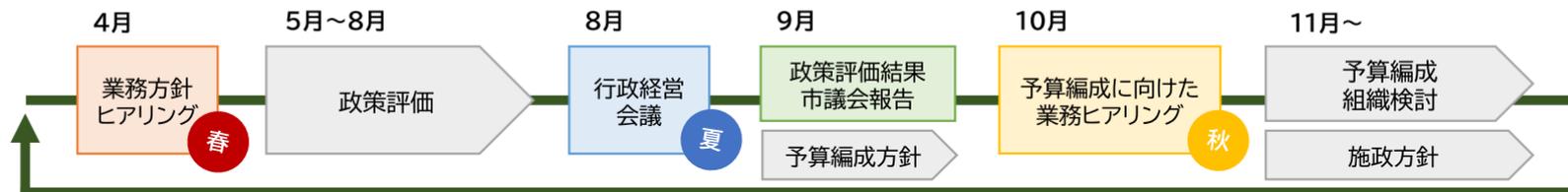
1 総合計画の推進方法(案)

(1)政策評価と事務事業評価

毎年度、基本計画の施策別に指標の達成度等により評価を行い、改善を図るとともに、次年度の市政運営の指針とします。事務事業評価を基礎とした政策評価を基本としつつも、各階層(政策、取組、事業)に応じた適切なKPI(アウトカム/アウトプット)の設定が必要です。

(2)ひと(組織人事)・もの(政策)・かね(財政)による一体的な推進体制(トータルマネジメントシステム)

前年度の取組評価、当該年度の取組推進、次年度の取組方針について検討するタイミングで所管部局と管理部門のより一層の情報共有を図るため、シーズンレビュー(春/夏/秋)導入について検討が必要です。なお、実施にあたっては、3年間のPDCAサイクルである政策評価を基本としつつも、現状把握と状況判断を踏まえた意思決定を行っていく仕組み(OODAループ)も併せて検討します。



【内部】

春 市長・担当部長
当該年度の事業の円滑な推進を図るため、事業の目的や懸案事項を共有するとともに、次年度を見据えた進め方などについて整理する。

夏 行政経営会議
過年度実績(政策評価)や当該年度の現状を踏まえ、今後の市政の方向性や重点的に取り組むべき事項について議論する。

秋 市長・担当部長
次年度の予算編成にあたり、主要事業等に係る具体的な取組の方針について意見交換を行う。

【外部】

まち・ひと・しごと
創生会議
(今後の施策の方向性
について意見を伺う)



総合計画審議会
(計画策定時において
調査審議を行う)

NEW

新たな審議会など設置

計画のPDCAや新たな取り組みに向けた提言など
創生会議と総合計画審議会を統合させた会議体を検討